

申請から決定・助成までの流れ

1

申請書と必要書類を障がい福祉係に提出してください

- 【コミュニケーションツール作成事業・物品購入事業】申請時の必要書類
▷内容がわかる仕様書、カタログなどの写し ▷見積書(押印があるもの)
- 【工事施工事業】申請時の必要書類
▷工事計画書 ▷工事見積書と工事図面の写し



2

助成金を交付するかどうかを決定し、『助成金交付決定(却下)通知書』を送付します

3

各事業に取りかかってください

※申請時から内容に変更がある場合は『変更交付申請書』と必要書類を提出してください

4

各事業の終了後『完了報告書』と必要書類を
障がい福祉係に提出してください

- 【コミュニケーションツール作成事業・物品購入事業】完了時の必要書類
▷納品書 ▷領収書の写し ▷作成・購入した物品の写真
- 【工事施工事業】申請時の必要書類完了時の必要書類
▷工事契約書、工事費内訳書、領収書の写し ▷工事施工前後の状況写真



5

『完了報告書』の内容を審査し、『助成金額確定通知書』を送付します

6

『助成金額確定通知書』を受け取り、『助成金請求書』で助成金を請求してください

町から助成金が交付されます



町内の
事業者の
皆さん

障がいがある人のための環境 整備費用の一部を助成します

●問い合わせ／障がい福祉係 ☎53-3333

令和6年4月1日から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により、民間事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されることに伴い、町では、事業者が障がいのある人のために行う環境の整備に必要な費用の一部を助成します。

この制度は、町民の皆さんが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた、障がいを理由とする差別を解消するための取り組みです。



障害を理由とする差別の 解消の推進に関する法律 とは ?

民間事業者などに、障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供に努めることを義務付ける法律のことをいいます。

合理的配慮 とは ?

障がいのある人が、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを取り除くため配慮を求めたときに、負担になりすぎない範囲で行う、必要で適切な調整をいいます。

助成対象者

町内で、飲食店や小売店、医療施設など、障がい者を含む不特定多数の人の利用が見込まれる事業を行っている事業者で、次の要件を満たす者

- 町内に事務所または事業所があること
- 事業主が、町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、ごみ処理手数料、町営住宅の家賃、水道料金、下水道使用料、公共下水道事業受益負担金を完納していること
- 事業主または役員が、厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員または暴力団関係事業者でないこと

助成対象経費・助成率・助成限度額など

対象区分・内容	事業費限度額	助成率	助成限度額
コミュニケーションツール作成事業 (点字メニュー、会話ボードなどの作成)	10万円 まで	対象事業に係る経費の $\frac{1}{2}$	5万円 まで
物品購入事業 (折りたたみ式スロープ、簡易洋式トイレ、助聴器などの購入)	20万円 まで		10万円 まで
工事施工事業 (段差解消、手すりの取り付け、簡易スロープなどの工事)			

※上記以外にも対象になるものがありますので、ご相談ください

対象にならない経費

- 国、道その他の公共団体の補助金または助成金の交付対象経費
- 下水道法による水洗便所への改造義務などを行わなかった場合の水洗化工事に対する経費